

改正

平成26年 3 月 27日 要綱第16号

平成28年 3 月 31日 要綱第14号

平成29年 3 月 27日 要綱第18号

平成30年 3 月 22日 要綱第11号

平成31年 3 月 15日 要綱第17号

令和 2 年 3 月 16日 要綱第20号

令和 3 年 3 月 30日 要綱第26号

令和 3 年10月 21日 要綱第57号

令和 8 年 8 月 7 日 要綱第48号

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大野城市補助金交付規則（昭和59年規則第 6 号）に定めるもののほか必要な事項を定め、住宅の耐震改修工事等の実施に要する費用の一部を補助することによりその実施を促進し、もって震災に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第 2 条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は 1 階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。
- (3) 耐震改修工事等 住宅の耐震改修工事及び建替え等に伴う除却工事をいう。
- (4) 建替え等 次に掲げるものをいう。

ア 建替え・住替え 自ら居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建

築、賃借等により確保することをいう。

イ 空き家の相続等 空き家を相続又は遺贈により取得したことをいう。

ウ 移住者による空き家の購入 自らが居住する住宅を新築するため、空き家を購入することをいう。

(5) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法をいう。）で建築された木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるものを含む。）をいう。

(6) 施行者 木造戸建て住宅の所有者その他市長が住宅の耐震改修工事等が必要と認める者で、耐震改修工事等を行うものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、施行者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号に該当する施行者を補助対象者としてすることができる。

（補助金の交付）

第4条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（補助対象住宅）

第5条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に存在すること。

(2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること（昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。）。

(3) 補助金の交付を過去に受けていないこと。

(4) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。

(5) 耐震改修工事の場合にあっては、居住者がいること又は耐震改修工事後に居住する予定の者がいること。

(6) 建替え・住替えに伴う除却工事の場合にあっては、第9条の規定による申請を行う日において、居住していること。

(7) 耐震改修工事等により建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

（交付の対象となる費用）

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げるものに要する費用とする。

(1) 補助対象住宅の耐震改修工事

(2) 建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事（空き家の相続等に伴うものについては、相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の翌年の1月末日までに完了するものに限る。）

（補助金の交付額）

第7条 補助金の額は、1戸につき次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる額（60万円を超えるときは、60万円）とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(1) 耐震改修工事 補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用の額の50パーセントに相当する額

(2) 建替え等に伴う除却工事 補助対象住宅の解体及び撤去に要する経費又は補助対象住宅の耐震改修工事に要する経費のいずれか低い方の額の45パーセントに相当する額

（耐震改修工事等の事前協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事等の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付又は不交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは大野城市木造戸建て住宅耐震改修等

補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付申請取下届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定はなかったものとする。

（補助事業の内容の変更）

第12条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について市長と協議をしなければならない。

- 2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額を超えて交付を受けようとするときその他市長が必要と認めるときは、必要に応じて大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その内容を審査し、その結果を大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付変更審査結果通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第13条 補助事業の実施は、補助金の交付決定後（前条第2項の規定により交付変更の申請を行うものは、同条第3項の規定による審査結果の通知後）に行わなければならない。

- 2 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（検査等）

第14条 市長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事等の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、当該耐震改修工事等が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事等が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金事業完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付請求書（様式第9号）に関係書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。
- （4） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項（第3号を除く。）の規定は、第16条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大野城市木造戸

建て住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（書類の整備及び保存）

第21条 補助金の交付を受けた施行者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日要綱第16号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第14号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日要綱第18号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日要綱第11号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日要綱第17号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日要綱第20号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日要綱第26号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月21日要綱第57号）

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

附 則（令和８年８月７日要綱第48号）

この要綱は、令和８年８月７日から施行する。

年 月 日

大野城市長 宛

申請者 郵便番号 _____
住 所 _____
ふり がな
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日
性 別 _____
電話番号 _____

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付申請書

大野城市補助金交付規則及び大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱を承知のうえ、 年度の標記補助金の交付を受けたいので、同要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、私は、大野城市暴力団排除条例の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日等を 警察署に照会することに同意します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容（いずれかにチェックをつけてください。）
☐ 耐震改修工事
☐ 建替え等に伴う除却工事
- 2 耐震改修工事等の着手予定年月日 年 月 日
- 3 耐震改修工事等の完了予定年月日 年 月 日
- 4 交付申請額 _____ 円

※「5 交付申請額の算出方法」の②～④欄の額のうち、最も低い額を記入

5 交付申請額の算出方法

算出項目	算出額	算出説明（算出式）
耐震改修工事等に要する費用 （①）	円	耐震改修工事等に要する経費で、建設会社等に支払う予定の額
補助基準額（耐震改修工事費） （②）	円 (1,000 円未満切捨)	= () 円 × () %
補助基準額（建替え等に伴う 除却工事費）（③）	円 (1,000 円未満切捨)	= () 円 × 45%
補助上限額 （④）	600,000 円	大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱に定める額

(第2面)

6 補助対象住宅等の概要

所在地 (住所地)	大野城市 (大野城市)
建築時期	明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月
構造	木造 階建て
規模	延べ床面積 m^2 (うち、住宅の用に供する部分の床面積 m^2)
所有者	(申請者との関係 :)
居住者	(現に居住 ・ 居住予定) (申請者との関係 :)
備考	

7 添付書類

- (1) 申請に係る補助対象住宅の登記事項証明書その他当該補助対象住宅の所有者等が分かる書類（所有権を有する者が複数存在する場合は、その代表者1名分を添付すること。）
- (2) 建築完了検査における検査済証の写し、または補助対象住宅の建築年月日等を明らかにする書類
- (3) 耐震診断結果報告書及び耐震補強計画書
- (4) 耐震改修工事費見積書の写し（施工建設会社等名及びその押印があるもの）
- (5) 耐震改修工事の場合にあっては、補助対象住宅の外観及び補強予定箇所の写真
- (6) 建替え等に伴う除却工事の場合にあっては、除却工事費見積書の写し（施工建設会社等名及びその押印があるもの）及び補助対象住宅の外観の写真
- (7) 建替え・住替えに伴う除却工事の場合にあっては、申請日時点で居住していることが確認できる書類
- (8) 空き家の相続等に伴う除却工事の場合にあっては、空き家を相続又は遺贈により取得したこと及び相続開始日が確認できる書類
- (9) 市税の納税義務者は、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたもの）
- (10) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

大野城市長

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地
大野城市

2 交付決定額
_____ 円

3 交付予定時期

4 交付の条件

第 号
年 月 日

様

大野城市長

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
大野城市
- 2 不交付の理由

年 月 日

大野城市長 宛

申請者 住 所
氏 名

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付申請取下届

年 月 日付けで補助金の交付決定通知があった 年度の標
記補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱第 11 条第 1
項の規定に基づき、下記の理由により申請を取下げます。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
大野城市
- 2 取下げの理由

年 月 日

大野城市長 宛

申請者 住 所
氏 名

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付変更申請書

年 月 日付けで補助金の交付決定通知があった 年度の標記補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
大野城市
- 2 変更申請の理由

(第2面)

3 補助事業の変更概要

事業の期間	(年 月 日 ~ 年 月 日) 年 月 日 ~ 年 月 日					
交付申請額	(円) 円					
交付申請額の算出方法	耐震改修工事等に要する費用 (①)	(円) 円				
	補助基準額 [耐震改修工事費] (②)	(円) 円				
	補助基準額 [建替えに伴う除却工事費] (③)	(円) 円				
	補助上限額 (④)	600,000 円				

※ 上段に括弧書きで変更前、下段に変更後を記入。なお、事業期間については、原則として年度をまたがることはできません。

※ 交付申請額及び①～④の欄の記入要領は交付申請書に同じ

4 変更の項目、内容及び理由

変更項目	変更内容		変更理由
	変 更 前	変 更 後	

5 添付書類

- (1) 変更内容を明らかにする書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

大野城市長

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付変更審査結果通知書

年 月 日付けで交付変更の申請があった 年度大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
大野城市
- 2 決定内容
- 3 決定理由
- 4 変更交付決定額

年 月 日

大野城市長 宛

申請者 住 所
氏 名

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金事業完了実績報告書

年 月 日付けで補助金の交付決定通知があった 年度の標記補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、下記のとおり耐震改修工事等が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象住宅の所在地
大野城市

2 補助金の交付決定額及び精算額
補助金交付決定額 円
補助金精算額 円

3 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日

4 添付書類

- (1) 施工写真（施工前、施工中、施工後）及び施工箇所の平面図
- (2) 施工建設会社等と締結した契約書の写し
- (3) 耐震改修工事等に要した経費に係る施工者等からの請求書の写し
- (4) 建替え・住替えに伴う除却工事においては、除却工事後、居住している住宅の地震に対する安全性が確保されていることが確認できる書類
- (5) 移住者による空き家の購入に伴う除却工事の場合にあっては、除却工事後、自らが居住する住宅を新築することが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

大野城市長

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金額確定通知書

年 月 日付けで事業完了実績報告があった 年度大野城市
木造戸建て住宅耐震改修等補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助
金交付要綱第 16 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地
大野城市

2 補助金確定額

_____ 円

大野城市長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付請求書

年 月 日付けで補助金額の確定通知があった 年度の標記補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額

金 額							
-----	--	--	--	--	--	--	--

（金額の記載はアラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。）

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行					本店 支店		
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）							
	口座番号								
	フリガナ								
	口座名義人								

3 添付書類

施工建設会社等に耐震改修工事等の費用を支払ったことを証する領収書の写し

第 号
年 月 日

様

大野城市長

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に係る

年度大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地
大野城市

2 取消しの範囲

3 取消しの理由

4 取消額
(交付決定額 円 に係る)
円

第 号
年 月 日

様

大野城市長

大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した
年度大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金について、大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付要綱第 20 条の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 補助対象住宅の所在地
大野城市

2 返還額
(交付決定取消額 円 に係る)
円

3 返還期限
年 月 日まで

※ 大野城市補助金交付規則に基づき、原則として別途加算金の納付を要する。